

地権者が署名拒否

県、川棚町に確認要請へ

14. 8. 21

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業で、県は20日を期限として、土地収用法に基づき収用対象になっている農地の地権者4世帯に対し、収用裁決申請に必要な土地・物件調書への署名、押印を求めているが同意を得られなかった。県は21日以降、町に調書の確認を求め山口文夫町長の署名と押印を要請する。

町長は署名を求められた場合の対応について「私は事業推進の立場。法律上、

調書の作成手続きが適正であれば拒否できない」としている。町長が署名すれば、県が申請に必要な書類の全てがそろい、9月8日が期限の裁決申請は中村法道知事の判断次第となる。

この日は、事業に同意し移転した元地権者でつくる「石木ダム対策協議会」(約40人)の山田義弘会長ら4人が町役場を訪れ、町長に對して、ダムの早期完成に尽力するよう文書で要請。

山田会長が「署名を求められれば速やかに対応を」と念押しし、町長は「強制収用は望んでいないし、知事も今のところ『考えていない』と明言している。手続きの進展が、反対地権者の皆さんとの話し合いの糸口になればいい」と答えた。(宮崎智明)

'14. 8. 21 長崎

まずは溝を埋めるべき

緒方 秀一郎

(報道部)

ダム工事を進めたいがあまり、賛否両派の住民にさらに深く、くさびを打ち込むようなものではないか。県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム事業をめぐる県の対応に疑問を感じている。

賛否両派の住民が県庁を訪れ、県に要望・抗議するのをこのほど取材した。賛成派は特別応接室の革のソファに通され、反対派は会議室でパイプ椅子。訪問は別々だったが、互いへの不信がにじむ発言もあった。あまりの対応の違いに、県に理由を問い合わせると「抗議の連絡があったのは前日だったため、会議室しか空いていなかった。故意に差をつけたわけではない」との回答だった。

石木ダム事業をめぐるのは、県などが設立した財団法人が昨年の解散時、ダム建設を容認した元地権者ら約100世帯に「生活再建等特別助成金」を計約3億円支出したことが明らかになっている。反対地権者は申請すらしておらず、金銭的な補償で解決する問題ではないことは県も重々承知しているはずだ。

1972年の県の予備調査から42年。地元住民の間につくられた溝は深い。県が真っ先に取り組むべきは、住民感情のもつれを解きほぐすことだ。

石木ダム「早期完成を」

川棚町民の会が申し合わせ

県と佐世保市が川棚町に計画する石木ダムの建設に賛同する「石木ダム建設促進川棚町民の会」は20日、

町中央公民館で総会を開き、会員や県市町の関係者ら約100人が出席してダムの早期完成をめざすことを申し合わせた。

西坂保憲会長は、県が付け替え道路の工事に反対する地権者らに対し、通行妨害の禁止を求める仮処分を申請したことについて、「知事の確固たる決意表明

で、重大な局面を迎えている」との認識を示した。

一方、県議会の環境生活委員会が22日に関かれ、委員らが県に対し、「（強制収用の）裁決申請をするか、しないかを決めたら、議会に説明すべきだ」と求めた。県側は、地権者との交渉の経緯などについて説明したうえで、裁決申請については「佐世保市と川棚町、県の3者で協議のうえ、最終的な判断をした」と述べるにとどめた。

強制収用裁決申請へ

長崎県、石木ダム巡り

長崎県と同県佐世保市が建設を計画している石木ダム(同県川棚町)をめぐり、

県は9月上旬までに、県収用委員会に強制収用の裁決を申請する方針を固めた。

関係者によると、中村法道知事が月内にも朝長則男・佐世保市長、山口文夫・川棚町長と面会し、申請の方針を伝える方向で最終調整している。両首長の理解が得られれば、申請する考えを明らかにするという。

石木ダムは貯水量518万ト、高さ55・4メートル、長さ234メートル、総事業費約285億円。1975年、川棚川の洪水対策と、佐世保市の水不足解消のために建設が決まった。だが、地権者の一部が移転を拒み、民主党政権下で事業見直しの対

象にもなったことから、計画は進んでいなかった。

県と市は昨年9月、土地収用法に基づく国の事業認

定を受けた。有効期間は1年間で裁決申請の期限が9月8日に迫る。県は移転を拒む地権者を説得できず、13世帯が建設予定地に住み続けている。地権者らは、治水対策は河川改修で可能で、県などの水需要予測は過大だと批判している。

石木ダム事業 裁決申請の是非

県

佐世保市

川棚町

3者で26日判断へ

県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業の裁決申請期限が9月8日に迫る中、県は22日の県議会環境生活委で、佐世保市、川棚町と近く3者協議をし、申請の是非を判断することを明らかにした。協議は26日を軸に調整。県市町はダム建設を進める立場を堅持しており、大きな節目を迎えそうだ。

裁決申請は土地の強制収用ににつながる手続き。今回の対象は、反対地権者13世帯のうち4世帯が所有する農地。申請された場合は県収用委員会に諮られ、公開の場で県側や土地所有者らの意見を聴取。土地を取得する場合の地権者への補償

額や、明け渡し期限などを決める手続きに入る。県は収用委の手続き中も地権者との任意交渉を働き掛ける考え。地権者側は反対姿勢を崩していない。環境生活委では、委員が収用委の役割について「事業の必要性などは審査の対

象にならないのか」と質問。大場明用地課長は「対象にならない」と答えた。

申請をめぐっては、昨年9月に事業の公益性を認める事業認定が告示され、1年以内に申請しなければ認定が失効する。この間、反対地権者と任意の売買交渉は進んでいない。反対地権者4世帯は、申請時に必要となる土地・物件調書への署名、押印を拒んでいるが、県は川棚町長の署名、押印で手続きできるとしており「来週以降、お願いする」という。

(豊竹健二、北川亮、緒方秀一郎)

石木ダム 「収用申請に同意するな」 反対派、佐世保市長に要請

県と佐世保市が川棚町に
し入れ書を提出した。

計画する石木ダム事業をめ
ぐり、佐世保市の市民団体
が25日、土地の強制収用に
向けた県収用委員会への裁
決申請に同意しないよう求
める朝長則男市長あての申
川まもり隊」(松本美智恵

裁決申請の期限が9月8

代表)と「水問題を考える
市民の会」(篠崎正人代表)
のメンバーら7人が市役所
を訪れ、ダムへの疑問点を
あらためて指摘。「必要性
のない事業のために住民の
財産を取り上げることが人
権侵害であり、利水の受益
者とされる佐世保市民にと
っても恥ずかしい」として、
裁決申請をしないよう中村

法道知事に進言し、佐世保
市長として申請に同意しな
いよう求めた。

応対した谷本薫治水道局
長は「内容は市長に伝える」
と述べるにとどめた。

県内の労働団体などでつ
くる「平和・民主主義・革
新の日本をめざす長崎県の
会」もこの日、県に、裁決
申請をしないよう求める申
し入れ書を渡した。

■裁決申請反対の申入書

県と佐世保市が川棚町で計画する石木ダムを巡り、県が用地の強制収用へ向けて県収用委員会に裁決を申請する方針を固めたことに対し、計画に異議を唱える市民団体が25日、裁決申請に反対する申入書を県と佐世保市に出した。

県庁で申し入れをしたのは、労組や政党など8団体でつくる「平和・民主主義・革新の日本をめざす長崎県の会」（県革新懇）のメンバー。「県は地権者の人権をどう考えているのか。権力で排除するのはおかしい」と強調した。

佐世保市役所には、石木川まもり隊（松本美智恵代表）、水問題を考える市民の会（篠崎正人代表）のメンバーらが訪れた。「住民との間に不測の事態が生じる懸念がある」とし、申請に同意しないよう訴えた。

石木ダム裁決申請 佐世保市長拒否を

反対団体が申し入れ

県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業の裁決申請期限が迫る中、事業に反対する「石木川まもり隊」（松本美智恵代表）と「水問題を考える市民の会」（篠崎正人代表）は25日、朝長則男市長に対し、裁決申請に同意しないよう申し入れた。

申し入れ書は「『収用』を強行すれば、『覚悟の上

申し入れ書を提出する松本代表
（左）ら
佐世保市役所



で住み続ける』住民との間に不測の事態が生じる懸念がある。必要性のない事業のために住民の財産を取り上げることは人権侵害」などと主張している。

申し入れ書を受け取った谷本薫治市水道局長は「市長に伝えたい」と述べた。松本代表や山下千秋市議らは「裁決申請すれば反対住民との間に大きな溝ができる」「市長も川棚町長も、裁決申請の責任を負うことになる」と指摘した。

（北川亮）

石木ダムの建設 「裁決申請断念を」

県革新懇、県に申し入れ

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム事業について、「平和・民主主義・革新の日本をめざす県の会」（県革新懇、代表世話人・吉次実男県商工団体連合会会長）は25日、県庁を訪れ、強制収用につながる裁決申請をしないよう県に申し入れた。

同会は中村法道知事宛ての申し入れ書で、中村知事が知事選時に市民団体が実施した候補者アンケートで「強制収用はしない」と答えていたとして、裁決申請を行わず石木ダム建設を断念するよう求めている。

深町孝郎・前共産党県委員長ら4人が県庁を訪れ、県河川課の浦瀬俊郎企画監に申し入れ書を手渡した。浦瀬企画監は「裁決申請す

るかどうかは、佐世保市、川棚町との3者協議で決まる。県としての方針はまだ出していない」と答えた。

一方、県は同日、収用対象となっている同町の地権者4世帯が裁決申請に必要な書類への署名押印を拒んでいることを受け、山口文夫町長の代行署名を要請。同町は「県、市との3者協議後に署名するかどうか判断する」としている。

（緒方秀一郎、宮崎智明）

強制収用反対申し入れ

石木ダム 市民団体が佐世保市長に



谷本水道局長（手前）に申し入れ書を手渡す松本代表

団体「石木川まもり隊」と「水問題を考える市民の会」は25日、反対地権者に対する土地の強制収用について、朝長則男市長に裁決申請に同意しないよう申し入れた。

申し入れ書では、「強制収用は、住民が生活を営む場と先祖伝来の古里を奪い、生存権を侵害する」と主張。ダム建設について「税金の浪費で市民、県民にとって損失」と反対している。

県と佐世保市が川棚町に建設を計画している石木ダム事業を巡り、同市の市民

た。谷本局長は「市長に内容を伝える」と述べた。

ダム建設予定地の地権者13世帯は立ち退きを拒んでいるが、昨年9月の国の事業認定で、県は強制収用が可能となった。強制収用の裁決申請期限は9月8日に迫っている。

石木ダム建設事業 長崎

収用裁決申請へ 必要書類そろそろ

川棚町が県に調書提出

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業で、川棚町は28日、反対地権者4世帯の農地の収用裁決申請に必要な土地・物件調書に署名、押印し県に提出した。申請書類の準備が全て整い、中村法道知事が訪米から帰国後に申請する見通し。

4世帯が署名、押印を拒否したため、県は25日、調書の作成手続きが適正かどうかの確認を町に要請。26日には中村知事が山口文夫町長、佐世保市長と3者で協議し、申請を決断していた。申請期限は9月8日。

山口町長は調書への署名、押印を町担当課長に委任。担当課職員が県石木ダム建設事務所に提出した。山口町長は「町の治水にダムは必要で、地権者の方々の協力を願う気持ちに変わりはない」としている。(宮崎智明)

2014年(平成26年) 8月29日 金曜日

事態は一層こじれる

石木ダム裁決申請へ

石木ダム計画で26日、県佐世保市、東彼川棚町が、反対地権者の土地を強制収用するための裁決申請をすると表明した。強制収用を可能にする土地収用法の事業認定を受けたのは昨年9月。裁決の申請期限が来月8日に迫り、反対派の説得は不調に終わったと判断したわけだが、強硬策で問題が解決するのか疑問だ。

石木ダムは、民主党政権時のダム再検証で現行案が認められた。安定水源確保が課題である佐世保市の事業再評価も、継続が妥当と判断した。

国と自治体の借金が天文学的な数字に膨らむ中、無駄な公共事業は許されない。一方で、基盤整備が途上にある地方の立場では「必要な公共事業は必要だ」と主張したい。ただ、現地で暮らしている人が拒否している場所に100億単位の金をかけ、土地収用という強権を用いてまでダムを造る—という話に、今の県民の支持が広がるのか、となる

賛否の当事者以外の県民に、この事業はどう映っているのだろうか。「佐世保市は

たびたび渇水に見舞われている」と説明されても、一番最近断水にまで至ったのは20年前。今後、水需要が増えると言われても、人口減と経済の不振を実感する県民にとって現実味に乏しい。どれも切迫感が伝わらないから、県の説明は必要性和危機を強弁しているようにしか見えないのではないか。

この事業を見ていると、公共事業のコストは建設費だけではないとつくづく感じる。計画から実行に至るまでの時間も、その間に行政が過ぎ込

んだ対策費も、関係する住民が使わされたエネルギーもすべて、事業のコストだろう。石木ダムは、今後もまだコストがかかり続ける。

この計画を進めるなら、打開しなければならぬ課題が山積している。にもかかわらず県は今年、反対地権者の妨害行動の禁止を求める仮処分を申し立てた。計画が始まって40年。行政が強硬策に出るたび結果は裏目に出るという歴史を振り返ると、法的手段に出て問題解決に何の意味があるのか全く分からない。そして、裁決申請方針である。行政が目的に従い手順を踏もうとするほど、それを見守る民意は離れていく。(森永玲)